

監査公表第4号

令和元年（2019年）11月15日

札幌市監査委員	藤	江	正	祥
同	窪	田	もとむ	
同	三	上	洋	右
同	國	安	政	典

措置通知事項の公表について

札幌市長から「定期監査等の結果に基づく措置の通知について（令和元年11月5日付け札総第1431号）」が提出されましたので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知（写し）を別添のとおり、公表いたします。

札総第1431号

令和元年（2019年）11月5日

札幌市監査委員	藤江	正祥	様
同	窪田	もとむ	様
同	三上	洋右	様
同	國安	政典	様

札幌市長 秋元克広

定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

また、定期監査等の結果報告に添えて提出された意見への対応についても、併せて通知いたします。

(別紙)

1 指摘に対する措置（令和元年度監査報告第3号に掲載された指摘事項に係るもの）

(1) 令和元年度第1回定期監査（事務監査）関係

監査対象	市民文化局地域振興部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/2 支出事務/(5) 個人情報取扱事務の委託における契約書に個人情報取扱注意事項に係る内容を記載すべきもの 個人情報を取り扱う事務を委託するときは、契約書に個人情報取扱注意事項に係る内容を記載することとされているが、これがなされていないものがみられた。</p> <p>個人情報は、本市のみならず受託者においても適正かつ慎重に管理すべきものであるから、契約書に個人情報の保護について明記することにより、個人の権利利益が侵害されないようにしなければならない。</p> <p>今後は、個人情報保護の重要性を認識し、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>今回の御指摘を受け、今後、個人情報を取り扱う事務の契約書において、個人情報取扱注意事項に係る内容の記載が漏れることのないよう、部内における全ての委託契約について改めて契約書の記載内容の確認及び整理を行った。</p> <p>また、指摘内容について同じ誤りを繰り返すことのないよう、部内研修や朝礼等の機会を通して、課長から関係職員全員に対して周知徹底を図った。</p> <p>今後、個人情報取扱注意事項に係る記載の有無を含め、契約事務にあたって特に注意すべき事柄について、毎年部内研修で取り上げ関係職員の理解を深めていくとともに、契約事務関係の研修を積極的に受講するよう周知する、関係法令・規程の改正等の情報につき部内での情報共有を徹底するなどの取組を行っていくこととした。</p>	

監査対象	子ども未来局子ども育成部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/2 支出事務/(7) 公の施設の指定管理に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>児童会館の指定管理に関する事務処理において、仕様書で受託者に提出を求めている労働関係法令に関する届出状況に係る報告書を受理していないものがみられた。</p> <p>労働関係法令の遵守状況の確認は、児童会館の利用者の安全確保及びサービス水準の維持向上並びに雇用の確保を図るために重要であることから、今後は、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p>

≪指摘に対する措置≫

労働関係法令に関する届出状況について、指定管理者に提出を求め、遵守していることを確認した。

今後は仕様書の別紙1「札幌市児童会館管理運営業務 業務毎の届出・記録・報告事項一覧」に示している事項について、報告等漏れがないか、複数の目で確認を行うこととし、指定管理者に対しても、適宜確認し、提出するよう指導した。

監査対象	子ども未来局子ども育成部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/2 支出事務/(8) 補助金の交付に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>私立学校法に定める学校法人の設置者に対しては、「札幌市私立学校助成規則」に基づき、教材教具や管理用備品の購入、施設及び設備の維持、補修及び改修に要する経費の一部について補助金を交付しており、具体的な事務処理に関しては「私立学校教材教具等整備費補助金事務処理要領」に定めている。</p> <p>この事務処理要領では、施設及び設備の維持、補修及び改修については、「教育の用に供する施設、設備（以下「施設等」という。）に係る委託業務、小規模工事及び修繕を対象とする」こととしているが、この補助金の交付に関する事務において、以下の事例がみられた。</p> <p>ア 事務処理要領に基づく補助金申請の手続等を定めた「事務の流れ・様式記入要領」において、補助対象とする施設等に係る委託業務については「消防設備点検または除排雪業務に限る」旨を明記しているにもかかわらず、申請内容に対象とならない委託業務に係る経費が含まれており、これを含めて補助対象事業費として認めていたもの</p> <p>イ 事務処理要領で補助対象とする施設等に係る「小規模工事」について、どのような工事がこれに該当するか具体的な基準が定められていないもの</p> <p>今後は、所管する規程等の内容を把握した上で、事務処理との整合性に留意するとともに、必要に応じて規程等の見直しを行うなど、適正な事務の執行に努められたい。</p>
≪指摘に対する措置≫	
アについて	<p>現行の記入要領は、補助金の趣旨を踏まえると必要以上に対象事業を限定していることから、施設・設備の機能維持にかかる委託業務などの、当該補助金の趣旨に合致している事業を補助対象とできるよう委託業務についての記載を見直した。</p>
イについて	<p>要領については学校のほか幼稚園に対する補助金も含めた内容となっております。</p>

り、小規模の程度について一律の判断基準を設けることが難しいこと及び本補助金の趣旨を踏まえると、工事の規模ではなく工事の内容が私学振興に資するものであるかどうかを判断基準にすべきであることから、今年度中に規模の要件を削除する方向で要領の改正を行うこととした。

監査対象	子ども未来局子ども育成部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/4 行政運営事務/(2) 個人情報の外部提供に当たっての本人等の同意の確認を適切に行うべきもの</p> <p>不登校児童生徒の受け皿となっている市内のフリースクール等民間施設（以下「民間施設」という。）の設置者（以下「設置者」という。）に対する補助金については、補助対象とする民間施設の要件の一つに複数の児童生徒（以下「児童等」という。）を受け入れていることと定めている。また、この児童等については、市内の小中学校に在籍している児童等を対象としている。</p> <p>このことから市は、設置者に対し、補助金交付申請書とともに、児童等本人とその保護者に記入させた同意書を提出させることとしており、補助金の交付決定に当たっては、この同意書に基づいて児童等の氏名を含む個人情報を市教育委員会に提供し、在籍状況を確認している。</p> <p>しかしながら、平成30年度分の補助金交付決定に当たり、申請書とともに設置者から提出された同意書が平成30年度より前に作成されたものであったが、市はこれに基づき、在籍状況の確認を行っているものがみられた。</p> <p>収集した個人情報を他の機関に提供するためには、本人の同意がなければならず、過去に記載された同意書では、在籍状況を確認する時点において、本人の明確な同意があったとは言い難く、また、当該年度内に記入された同意書を徴取することは、申請時点で民間施設に通う児童等であるとの裏付けにもなるものであるから、今後は、申請書受理時のチェックを強化し、個人情報の外部提供に当たっては、本人等の同意の確認を確実に行われたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>補助要綱で定めるフリースクール等民間施設事業費補助金交付申請書（様式1）について、現行の様式では同意書についての記載がないことから、様式の改正を行い、補助申請年度に徴取した同意書を提出する必要があるということをも明記することで、設置者に必要な書類についての理解を促すとともに、申請書の記載に基づき添付書類の確認を行うことで、適正な同意書が添付されているかということをも、申請書受理時に担当者がチェックを行うことができるようにすることとした。</p>	

監査対象	子ども未来局子ども育成部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/4 行政運営事務/(3) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例の趣旨を踏まえた事務を行うべきもの</p> <p>札幌市は、平成25年2月、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例を制定している。</p> <p>この条例は、市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とし、基本理念や市の役割として関係機関等と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を実施することのほか、市民の役割、事業者の役割等を定めている。</p> <p>また、市は、啓発活動として、市民及び事業者の暴力団の排除に対する理解を深め、及び暴力団の排除に関する活動に取り組む機運を醸成するため、広報その他の必要な活動を行うものと定めている。</p> <p>監査の結果、以下の事例がみられた。</p> <p>ア 公有財産の使用許可に当たり、「公有財産の貸付等からの暴力団関係者の排除に関する取扱要綱」で規定する誓約書を徴取していないものや、使用許可書の許可条件に所定の内容を反映させていないもの</p> <p>上記条例は、市の役割のほか、市民の役割、事業者の役割を定め、市は市民等への啓発活動を行うこととされているのであるから、この条例の趣旨を踏まえ、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《 指摘に対する措置 》</p> <p>暴力団関係者の排除の推進に関する条例を踏まえ、許可団体に条例の趣旨を説明した上で、今年度の許可申請について、申請団体に対し誓約書を追加提出させるとともに、所定の内容を記載した使用許可書へ差し替えを行った。</p>	

監査対象	消防局総務部
監査委員の指摘事項	<p>第1 重点項目に係る指摘事項/1 公有財産の管理に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>(1) 公有財産を所管する部長は、その財産について公有財産台帳を備えなければならないとされているが、資機材置場として使用し、過年度に取り壊した建物が、この台帳に登録されたままの状態になっているのがみられた。</p> <p>公有財産台帳の管理は、財産管理上の基本となる重要なものであることから、今後は、関係規程を順守し、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《 指摘に対する措置 》</p> <p>今回の指摘事項を踏まえ、直ちに「公有財産の現有調査」の実施について、総務部長から各部長あて通知し、各部の全ての公有財産について、現有物品及び備品出納簿等との照合を行い、全所属における公有財産の台帳記載に誤りがないことを確認した。</p>	

なお、当該公有財産の現有調査については、今後毎年、定期的に行うものとし、総務部長まで報告することとした。

また、要綱に定める定期報告の対象に、指摘を受けた建物を所管していた消防学校長が含まれていなかったことから、これを含むよう要綱を改正し明確化を図った。

さらに、本指摘の重要性を鑑み、「財産管理・公金取扱研修」を階層別に行い、財産管理事務を厳密に行うよう、職員に対し周知徹底した。

監査対象	消防局総務部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/2 支出事務/(4) 役務契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>エ 契約の履行状況等の確認を行うべきもの</p> <p>(ア) 消防局庁舎電気空調衛生設備等保守管理業務の仕様書において、業務従事者は受託者の直接雇用とするという契約条件を定めているにもかかわらず、直接雇用でない者が業務に従事していたものがみられた。</p> <p>今後は、契約内容について厳密に確認するとともに、組織内のチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p>

《指摘に対する措置》

今後は、仕様書の内容と提出書類の整合性について疑義が生じた場合は挙証書類の提出を求めることを徹底することとし、漫然と確認することがないようにチェック体制の強化を図った。

また、今回の指摘を受け、受託者に対して文書により労働契約の改善指導を行い、令和元年8月1日をもって、業務従事者6名全員が直接雇用契約を締結したことを確認した。

監査対象	消防局総務部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/4 行政運営事務/(3) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例の趣旨を踏まえた事務を行うべきもの</p> <p>札幌市は、平成25年2月、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例を制定している。</p> <p>この条例は、市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とし、基本理念や市の役割として関係機関等と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を実施することのほか、市民の役割、事業者の役割等を定めている。</p> <p>また、市は、啓発活動として、市民及び事業者の暴力団の排除に対する理解を深め、及び暴力団の排除に関する活動に取り組む機運を醸成するため、広報その他の必要な活動を行うものと定めている。</p> <p>監査の結果、以下の事例がみられた。</p> <p>イ 公有財産の使用許可に当たり、「公有財産の貸付等からの</p>

	<p>暴力団関係者の排除に関する取扱要綱」で規定された誓約書を徴取していないもの</p> <p>上記条例は、市の役割のほか、市民の役割、事業者の役割を定め、市は市民等への啓発活動を行うこととされているのであるから、この条例の趣旨を踏まえ、適正な事務の執行に努められたい。</p>
--	---

《指摘に対する措置》

今回の指摘を受け、直ちに指摘を受けた3者から誓約書を徴取し、排除対象者ではないことを確認した。

また、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例に基づき、排除対象者ではない旨の誓約書を徴取することの再確認について、総務部長から各部（署）長あてに通知し、所属職員に周知徹底を図った。

併せて、行政財産使用許可申請書を提出する申請者に対しては、申請時及び相談時に条例の趣旨を説明し、誓約書を徴取しやすいように市民向けのリーフレットを当局で作成し、配布することとした。

さらに、本指摘の重要性を鑑み、「財産管理・公金取扱研修」を階層別に行い、財産管理事務を厳密に行うよう、職員に対し、周知徹底した。

監査対象	消防局警防部、白石消防署
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/3 財産管理事務/(3) 公金の取扱いについての認識を改め、厳正な管理の徹底に努めるべきもの</p> <p>市内の温水プールで救助技術向上のための訓練を行うに当たり、白石消防署所属職員に、更衣ロッカー代として前渡資金（現金）が、プール利用料として複数枚の回数券が事前に交付されていたが、この現金及び金券の管理に関して以下の事例がみられた。</p> <p>ア 一時限りではなく、継続して使用する経費として交付された前渡資金について、資金前渡職員は出納の都度これを現金出納簿に記載し、常に収支状況を明らかにすることとされているが、現金出納簿を備えておらず、所属長による保管現金の検査も行っていないもの</p> <p>イ 回数券について、受払や保管数量を記載した帳簿を備えておらず、未使用分の管理を職員個人が行っていたもの</p> <p>このような管理は、公金の紛失や誤使用などの事故の発生を気付きにくくするばかりか、不正使用を行うことができる機会を与えることになることから、白石消防署においては、公金の取扱いについての認識を改め、関係規程等に基づく厳正な管理の徹底に努められたい。</p> <p>加えて、事故等防止の観点から、前渡資金の支出と回数券の調達に係る事務を行った警防部においては、交付先においてこのような管理が行われていたことを認識され、今後、同様の調達等を行う場合には、交付先所属に対し、公金の適正管理について注意喚起を図られるよう要望する。</p>

≪指摘に対する措置≫

アについて

指摘後、直ちに現金の残高を確認し、連番固定された現金出納簿を備え付け、保管現金等の検査を行い、指摘事項の是正を図った。

イについて

指摘後、直ちに回数券を金庫で保管するとともに、回数券の現物在庫数を確認し、受払簿を備え付け、払い出す際の所属長等による確認を徹底し、指摘事項の是正を図った。

上記のほか、定期監査の講評結果を踏まえ、部長職以上が出席する会議において、消防局長より指摘事項の伝達及び公金の取扱いに係る関係規程の再確認と公金の厳正な管理、公金の不正使用を招きうる環境の根絶について指示した。また、総務部長より不正を防ぐ環境整備の一環として、事務処理の変更による現金を取り扱う機会の削減を指示した。

また、公金の厳正な取扱いを徹底する認識を醸成するため、局内において財産管理・公金取扱研修を階層別を実施するとともに、公金の管理徹底を喚起する文書を通知した。

前渡資金支出時の事業主管課側の改善として、資金前渡を行う場合には、資金前渡職員所属先に合議を回付するとともに、出納事務の適正な取扱いについて通知することに加え、初回資金交付時に現金出納簿の現物支給及び、月末清算時における挙証書類の添付を徹底し、事故防止及びチェック体制の強化を図った。

監査対象	消防局総務部、警防部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/4 行政運営事務/(1) 市民の信頼回復に向け、内部統制機能の強化に取り組むべきもの</p> <p>平成30年度の火災予防普及啓発等業務のうち応急手当普及啓発業務では、仕様書で救命講習等の講習会実施回数を定めていたが、年度の途中でこれを満たす見込みが立たないことから、業務主管部である警防部において、一部の講習会について、実際の回数によらず講習時間1時間当たり1回と算定して実施率を高めるという不適切な操作が行われていた。また、これによってもなお実施回数を満たすことにはならなかったが、総務部の履行検査ではこれが見過ごされていたほか、契約変更等により委託料を減ずることができるにもかかわらず、この手続きを行っていなかった。</p> <p>今回みられた事例は、業務主管部において、実施回数を操作するという規範意識に欠ける行為が許される組織環境にあったことや、総務部及び警防部の各組織内、並びに各部との間で適切な相互けん制が働かなかったことが要因の一つとして考えられ、このような組織環境は、適正な組織運営を阻害する大きなリスクであ</p>

	<p>る。</p> <p>市民の信頼なくしては行政運営は成り立たないことから、今後は、職員一人ひとりが危機感を持ち、規範意識の醸成と契約関係規程をはじめとする知識の習熟に努めるとともに、貴組織一丸となって内部統制機能を強化し、失った信頼の回復に全力で取り組まれない。</p>
<p>≪指摘に対する措置≫</p> <p>平成 30 年度分の応急手当普及啓発業務委託料のうち、実施できなかった分の割合に応じた額を返金することについて協会と協議し、同様に実施回数を大きく下回っていた平成 29 年度分と併せて返還することとし、令和元年 6 月 24 日に、契約で定めた講習実施回数に満たなかった委託料相当分に法定利息分を加算した合計 35,729,000 円が返還された。</p> <p>また、令和元年度分の契約について、講習会ごとに単価設定を行い、実施回数に応じた支払い方法とする改定契約を令和元年 7 月 31 日に締結した。</p> <p>今回の原因が職員の契約業務に関する認識の低さ、執行管理が不十分であったことから、契約を担当する全職員に対して、契約に関する研修を実施し、契約履行の重要性について認識を高めるとともに、契約事務に対する基本的な心構えや知識を再確認した。</p> <p>また、コンプライアンス意識の向上を図るとともに、不適正な契約執行を組織でチェックできる体制を構築するため、法令遵守等に関する研修を実施し、各部内及び、各部間で相互にチェックする体制を構築し、確実な履行検査の実施と適切な委託費支出の徹底を図り、再発防止に努めている。</p>	

監査対象	中央区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/3 財産管理事務/(2) 道路損傷被害に関する事務処理を適正に行うべきもの</p> <p>札幌市の管理する道路が、自動車事故等の損傷行為による被害を受けた場合は、「道路損傷事故処理要領」に従い、必要な事務処理を行うこととなるが、この処理に際し、以下の事例が多数みられた。</p> <p>ア 被害の発生を知り、当該行為の原因等を調査したときは、すみやかに被害報告を行うとともに、行為の原因者に対して損傷行為に係る確認書を徴取した上で復旧工事に係る施行命令を発することとされているが、これらの処理が行われていない、あるいは数か月から1年程度遅延しているもの</p> <p>イ 復旧工事が施行され、被害処理が完結したときにすみやかに行うべき被害処理完結報告が行われていない、あるいは数か月から1年程度遅延しているもの</p> <p>道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持等を行い、もって一般交通に支障を及ぼさないように努める責務を負う</p>

	<p>が、過去の定期監査においても、道路損傷被害に関する事務処理の不適切な事例について指摘がなされているところである。</p> <p>道路が被害を受けた際の迅速な状況の把握と報告、早期の復旧に向けた必要な措置、及び復旧工事が確実に施行されて処理が完了したことの確認と報告などが適正に行われないことは、二次的な事故の発生など重大な影響を及ぼしかねないものであることから、今後は、正しい事務処理手順について職員の理解を十分に深め、組織としての情報共有体制の強化を図るとともに、関係法令等を順守し、適正な事務の執行に努められたい。</p>
--	--

《 指摘に対する措置 》

「道路損傷事故処理要領」について、部内勉強会を7月に実施し、改めて関係職員への周知徹底を図った。また、各事故処理の進捗状況が確認できるようチェックリストを作成し、毎月部長まで供覧している。

監査対象	中央区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/4 行政運営事務/(3) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例の趣旨を踏まえた事務を行うべきもの</p> <p>札幌市は、平成25年2月、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例を制定している。</p> <p>この条例は、市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とし、基本理念や市の役割として関係機関等と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を実施することのほか、市民の役割、事業者の役割等を定めている。</p> <p>また、市は、啓発活動として、市民及び事業者の暴力団の排除に対する理解を深め、及び暴力団の排除に関する活動に取り組む機運を醸成するため、広報その他の必要な活動を行うものと定めている。</p> <p>監査の結果、以下の事例がみられた。</p> <p>ウ 役務の委託に当たり、受託者と取り交わした契約書の約款に、「札幌市物品・役務契約等事務様式基準」で定める基準様式に規定された暴力団排除に関する記載がないもの</p> <p>上記条例は、市の役割のほか、市民の役割、事業者の役割を定め、市は市民等への啓発活動を行うこととされているのであるから、この条例の趣旨を踏まえ、適正な事務の執行に努められたい。</p>

《 指摘に対する措置 》

関係職員に対して、同条例の趣旨と条例の中で謳われている市の役割について周知を行った。

そのうえで、同条例の趣旨を踏まえた契約書の雛形を用意し、今後は適正な事務の執行ができるように、関係職員間で確認を行った。

監査対象	北区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 重点項目に係る指摘事項/1 公有財産の管理に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>(2) 公有財産を所管する部長は、その財産について公有財産台帳を備えなければならないが、土木センター敷地内に設置され、物置として長期間使用している建物3棟について、同台帳に登録されていないものがみられた。</p> <p>公有財産の登録事務は、財産管理上の基本となる重要なものであることから、今後は、関係規程を順守し、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>未登録であった3棟については、登録方法を管財課と協議した上で、本年7月8日付けで台帳登録を行った。</p> <p>また、公有財産を所管する係内で根拠規程を再確認し、公有財産に処分等の変動や大修繕等があった場合には台帳の登録又は記録を必ず行うよう周知した。</p>	

監査対象	北区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/1 収入事務/(1) 道路占用許可に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>工事用占用物件に係る道路占用許可に関する事務に際し、以下のような不適正な事務処理が多数みられた。</p> <p>ア 占用料の算定基礎となる占用面積の算出誤り等により、占用料を過大又は過小に徴収しているもの</p> <p>イ 占用面積の計算式が、求積図の占用許可部分と合致していないもの</p> <p>ウ 平面図や求積図の提出を受けず、占用許可面積等を明確にしないまま占用の許可をし、占用料の免除の決定を行っているもの。</p> <p>エ 占用料減免を行う場合の起案処理において、減免理由が道路占用料条例で規定するいずれの条項に該当するかなど、必要な記載がないもの</p> <p>道路占用許可は、公共的施設や工事用施設等の設置により道路空間を継続的に提供せざるを得ない場合に限り、許可申請の内容が「道路占用許可基準」に適合することを確認した上で決定し、道路占用料条例に従い占用物件の種類や占用面積等に応じた道路占用料の徴収を行うものである。</p> <p>今後は、道路の通行の安全や公平性の確保などの観点から、道路占用許可に関する一連の事務処理について職員の理解を十分に深めるとともに、組織内でのチェック体制の強化を図り、適正な</p>

	事務の執行に努められたい。
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>占用料の不備については、当該年度のすべての工事用占用物件に係る道路占用申請の精査を行い、申請者の連絡先が確認されたものについては、本年9月5日付けで戻入及び追加徴収手続きを行った。</p> <p>また、複数の職員での確認を徹底するようチェック体制の強化を係内に周知した。</p>	

監査対象	北区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/4 行政運営事務/(3) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例の趣旨を踏まえた事務を行うべきもの</p> <p>札幌市は、平成25年2月、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例を制定している。</p> <p>この条例は、市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とし、基本理念や市の役割として関係機関等と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を実施することのほか、市民の役割、事業者の役割等を定めている。</p> <p>また、市は、啓発活動として、市民及び事業者の暴力団の排除に対する理解を深め、及び暴力団の排除に関する活動に取り組む機運を醸成するため、広報その他の必要な活動を行うものと定めている。</p> <p>監査の結果、以下の事例がみられた。</p> <p>ウ 役務の委託に当たり、受託者と取り交わした契約書の約款に、「札幌市物品・役務契約等事務様式基準」で定める基準様式に規定された暴力団排除に関する記載がないもの</p> <p>上記条例は、市の役割のほか、市民の役割、事業者の役割を定め、市は市民等への啓発活動を行うこととされているのであるから、この条例の趣旨を踏まえ、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>今年度の契約において、基準様式と同様の暴力団排除の条項を追記することとして本年8月19日付けで改定契約書を締結した。</p> <p>また、部内において、暴力団排除に関する条例の趣旨と市の役割について周知を徹底し、さらに、規程、基準様式等を再確認することにより、今後の契約においては暴力団排除の記載も含めて最新の基準様式の規定に基づき事務を進めるよう周知した。</p>	

監査対象	手稲区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/2 支出事務/(4) 役務契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>エ 契約の履行状況等の確認を行うべきもの</p> <p>(イ) 雪堆積場管理業務の契約では、受託者が契約履行中に第</p>

	<p>三者に損害を与えたときはその賠償の責めを負うものとしており、業務を受託するに当たっては、受託者が第三者に対する損害賠償保険に加入することや、作業用車両については自動車損害賠償責任保険等のほか任意の自動車保険（以下「任意保険」という。）に加入することを義務付け、あわせて保険証券の写しを提出させることとしている。</p> <p>しかしながら、発注した4地区すべての雪堆積場管理業務では、損害賠償保険と任意保険の両方、又は任意保険の保険証券の写しを徴しないまま業務を行わせていたのがみられた。</p> <p>損害賠償保険等の加入の事実は認められたものの、契約内容の適正な履行の確保は、委託者に求められるものであるから、今後はチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p>
--	--

《指摘に対する措置》

今回の指摘を受け、当該業務の全市共通の仕様書において、着手後速やかに提出するものとしている施工計画書内に保険証券(写)も提出するよう明記した。

また、受託者への提出指導について、関係職員に周知徹底を図るとともに、施工計画書が提出された際は、当該書類も含め、不足が無い複数職員で確認を行うこととした。

監査対象	下水道河川局経営管理部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/5 その他の事務/(1) ネットワーク室の管理について適正化を図るべきもの</p> <p>札幌市下水道情報基幹ネットワーク設備及び業務サーバを保管する事務室（ネットワーク室）の管理責任者は、特にセキュリティを重視し常に適正管理に努めなければならない、ネットワーク室へ出入りする者（システム担当者及び保守業務関係者等）は、入退出管理簿に氏名等を記載するとともに、管理責任者の許可を得なければならないこととされている。</p> <p>しかしながら実際の運用では、氏名や時間等をシステム担当の職員が確認するだけで出入りさせており、管理責任者の許可を得たとはいえない状況であった。</p> <p>今後においては、管理責任者の関与を強め、下水道河川局策定の「札幌市下水道情報基幹ネットワーク運用管理要領」を順守し、適正な管理に努められたい。</p>

《指摘に対する措置》

システム担当者に対して、入退室管理簿による管理責任者の確認を受けるよう周知徹底した。また、要領上、確認者が明確でなかったことから、ネットワーク（サーバ）室を実態として管理している管理責任者（経営企画課長）を確

認者と要領に明記し、管理責任者の関与を強めた。

※令和元年9月1日付けで要領改正済み。

監査対象	下水道河川局事業推進部
監査委員の指摘事項	第1 重点項目に係る指摘事項/2 普通財産（土地）の管理及び貸付を適切に行うべきもの/(1) 現地調査について 所管する普通財産（土地）について、札幌市公有財産規則が定める公有財産の管理にあつては、公有財産管理要領の3の(1)において、「部長等は、所管する財産について、少なくとも年1回以上は（中略）現地調査を行い、管理上適正を欠く物については必要な措置を講ずること」とされているが、「公有財産実地管理記録調書」に記録がなく、現地調査が実施されていることを確認できない土地が多数存在することが確認された。 今後は、適正な管理を行うよう努められたい。
《指摘に対する措置》 現地調査について、今年度内に全ての確認を行い、来年度以降は確実に執行するために詳細な計画を作成のうえ適正な公有財産管理に取り組むことで、再発防止を徹底していくこととした。	

監査対象	下水道河川局事業推進部
監査委員の指摘事項	第1 重点項目に係る指摘事項/2 普通財産（土地）の管理及び貸付を適切に行うべきもの/(2) 貸付料の算定について 所管する普通財産（土地）のうち、用途を建物敷地として貸付けているものの貸付料は「公有財産（土地）に係る使用料・貸付料算定率の決定及び使用料・貸付料算定要領改定について（通知）」（平成28年3月11日付札管財第1943号）に規定する非営利用の算定率により算出しているものであるが、そのうちの一つにおいて、賃借人が当該土地に所有する住宅を他者に貸付けていることが確認された。 これについて、貸付料は営利用の算定率により算出されるべき可能性があることから、必要な調査を行うなどし、適正な事務の執行に努められたい。
《指摘に対する措置》 御指摘の件については、会議等を通じて関係職員全員に対し公有財産関係規定の確認とともに、土地の貸付契約（更新）時には現地調査や当事者からの聞き取りにより土地使用状況の詳細な確認をするよう徹底をした。 また、当該案件については、営利用の算定率により算定した貸付料による契約を締結することとした。	

監査対象	下水道河川局事業推進部
監査委員の	第2 指摘事項/2 支出事務/(2) 正しい単価で契約すべきもの

指摘事項	<p>複数の単価により種類の異なる廃棄物の処分等を行う役務契約について、見積書に記載する基準廃棄物以外のその他の廃棄物は、仕様書等で示した係数を用いて単価を算出・契約すべきところ、それとは異なる単価により契約が締結されていた。</p> <p>今後は、同様の誤りを防ぐため、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>誤って前年度の係数を使用したため、仕様書上の単価と異なったものとなってしまったものである。</p> <p>今後、複数のチェックを充実させ再発することのないよう徹底することとし、本年7月中に所管係における係会議のほか、課内会議を通じて、複数チェックによる再発防止について周知徹底を行った。</p>	

監査対象	下水道河川局事業推進部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/2 支出事務/(6) 決裁を受け変更手続きを行うべきもの</p> <p>公共ますの設置については、課長決裁により発行した市長名の指示書で設置期限を指定し、受託者から承諾書を提出させ作業を行わせている。しかしながら、設置期限の変更があった場合に、変更の決裁を受けることなく担当者の判断で設置期限の変更を行っており、課長は変更状況を把握していなかった。</p> <p>今後は、課長の決裁を受け了承を得た後に設置期限の変更を行うよう、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>公共ます設置業務の執行事務について、再び同じ誤りを繰り返さないよう、係会議等において係員に関係規定の再確認を行った。</p> <p>公共ますの設置は、申込者の設置申込後、建物建築工事や排水設備設置工事などの進捗状況に対し柔軟に対応する必要がある、札幌市が当初指示した設置期限のとおり設置することが出来ないことも想定されることから、今後は、関係規定のとおり、業務監督員が受託者と業務履行協議簿で協議を行い、その結果を課長の決裁を受けたのち、設置期限の変更を行うよう徹底する。</p>	

監査対象	病院局経営管理部他
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/1 収入事務/(2) 検査料金の徴収に係る事務を適正に行うべきもの</p> <p>他医療機関等から依頼を受けて行う病理組織検査に係る料金については、札幌市病院事業使用料及び手数料条例に定める病院事業に係る診療その他の業務に係る使用料及び手数料であって、健康保険法等の法令の適用を受けない診療等として、同条例に基づき事業管理者が定める額を徴収することとしている。</p> <p>しかしながら、この病理組織検査について、依頼元の医療機関等と検査委託契約書を取り交わしたうえで、委託料を徴収してい</p>

	<p>るものが多数みられる一方で、契約書を取り交わさず、料金を徴収しているものもみられた。</p> <p>これらは、条例に基づき徴収すべき使用料と、契約に基づき支払を受ける委託料を混同し、料金の請求根拠が明確ではないまま業務を行っていたものであり、本来不要である契約締結事務を行っていたことや、そもそも料金の請求根拠が明確ではないまま業務を行っていたことは不適切である。</p> <p>条例に基づき事業管理者が定める額は決裁されており、個別の契約書で定める額と同額であるため、過大又は過小な料金を収受していたとは認められないが、業務や料金徴収の根拠を今一度確認のうえ、適正な事務の執行に努められたい。</p>
--	--

《指摘に対する措置》

病理組織検査に係る料金は、診療報酬の算定方法に定めのある項目として、札幌市病院事業使用料及び手数料条例（以下「条例」という。）第2条第3項第1号（保険適用外診療扱い、1点単価13円）を適用の上、条例第3条により減免（保険適用相当の1点単価10円への減額）を行うものと確認した。

今後は、当該料金の決定の際にこのことを明示するとともに、条例第3条による減免の適用については、要綱を整備し、適用の基準を明確にすることとした。

なお、診療報酬の算定方法に定めのない項目である諸経費については、実費弁償の趣旨に基づいて徴収することとする。

監査対象	病院局経営管理部他
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/1 収入事務/(3) 治験に関する契約事務を適正に行うべきもの</p> <p>医薬品等に関する臨床試験である治験の実施に当たっては、市立札幌病院治験取扱要綱に基づき、治験の依頼者である製薬会社等と契約を締結している。</p> <p>同要綱では、契約を締結する際に付す条件を定めているが、このうち札幌市と製薬会社等の賠償責任に関して、同要綱で付すこととしている条件と契約書で定めている条件が異なっており、契約書の方が、要綱よりも札幌市の賠償責任の範囲が大きくなっている。</p> <p>この、要綱と契約書における賠償責任の条件の差異は、平成17年度中の契約締結時から生じており、以降、長期間にわたり、要綱に定める賠償責任の条件と、実際に契約書で定めている賠償責任の条件に差異が生じている。</p> <p>改めてあるべき賠償責任の条件を精査したうえで、要綱の改正又は契約書の条件の見直しの検討をされたい。</p>

《指摘に対する措置》

治験に係る契約書の条項を市立札幌病院治験取扱要綱の文言に合わせる方向で、関係機関と調整を進めることとした。

監査対象	病院局経営管理部他
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/1 収入事務/(4) 公金の徴収事務の委託に使用する領収印を適正に管理すべきもの</p> <p>駐車場使用料の徴収事務は、建物総合管理業務の一部として外部委託している。この事務に使用する領収印について、誰の責任において作製し管理すべきものか定めがないまま、病院局の現金収納員が使用する領収印と同様のものを受託者へ貸与しているが、貸与について記録を残していない。</p> <p>領収印については、徴収事務を受託した者が領収したことが明確になるものを使用することが望ましく、どのような領収印を使用するかも含め、仕様書等に取扱いを明確に定めたい。貸与を行うのであれば貸与についても記録を残し、より厳密な運用をされたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>指摘を受けて、直ちに、現在貸与している領収印について使用開始報告書を作成した。以後、報告書作成が漏れないよう、領収印の管理を事務分掌で整理することとした。</p> <p>なお、引き続き領収印については病院局より受託業者に貸与することとし、印影についても病院局の現金収納員が使用するものと区別することを検討してまいりたい。</p>	

監査対象	病院局経営管理部他
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/1 収入事務/(5) 領収書を適正に管理すべきもの</p> <p>駐車場使用料の徴収事務に使用する手書き領収書については、駐車場使用料の徴収事務の受託事業者に簿冊単位で払い出しているが、受払簿等に受払の記録を残していなかった。不正使用防止のため、領収書簿冊につづられたすべての領収書には連番を付番し、摘要欄に「駐車場使用料として」と記載したうえで交付してはいるものの、受払についても記録を残し、より厳密な運用をされたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>領収書について受払簿を作成し、受払の記録を残す運用に変更した。今後は、これに基づき、管理を徹底する。</p>	

監査対象	病院局経営管理部他
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/2 支出事務/(1) 雑誌の年間購入に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>ア 雑誌の年間購入（平成31年1月から令和元年12月分）に関して、一般競争入札等の所定の手続きを経ることなく、1者に対して年間購入の発注書を交付したうえで、一月毎に公開</p>

	<p>見積合せ又は特定随意契約を繰り返している事例があった。</p> <p>このことは、先に当該1者に発注書を交付していることから、一年間の定期購入を確約し、1者を契約相手としたうえで、事後に購入手続きを行っていることと認められる。</p> <p>今後は、法令又は予算の定めるところに従って支出負担行為を行い、関係規程等に留意するとともにチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>イ 雑誌の年間購入（平成31年1月から令和元年12月分）に当たり、納入事業者から事前の支払を求められたことから、一部しか納品の事実がないにもかかわらず、事実と異なる納品書の提出を受け、受入れ検査を行ったうえで代金の全額を支払っている事例があった。</p> <p>物品購入に当たっては、受入れ検査の完了をもって債権が確定するため、その後に請求を受けて支払うものであるが、本件が地方公営企業法施行令第21条の7第3項「前金で支払をしなければ契約しがたい請負、買入れ又は借入れに要する経費」に該当するのであれば、「前金払」として契約したうえで支払を行い、支払後に受入れ検査を行うべきである。</p> <p>今後は、「前金払」として契約すべき案件かを十分に検討するなど、関係規程等に留意し、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>なお本件購入費用は、平成30年度中に支払を行い、平成30年度の費用として計上しているが、納品日が平成31年4月1日以降の雑誌の代金に相当する分は、令和元年度の費用として計上すべきであるので留意されたい。</p>
--	--

《指摘に対する措置》

ア 令和2年1月分以降の契約分より、一般競争入札を行う等、規程に沿う手続きを行い、内部での確認を行いながら適正な事務執行に努める。また、支払については下記イと同様に処理を行う。

イ 今後、雑誌の年間購入をする際に、地方公営企業法施行令第21条の7第5項「定期刊行物の代価、定額制供給に係る電灯電力料及び日本放送協会に対し支払う受信料」に該当するものとして「前金払」で契約をし、支払う場合には、札幌市病院局会計規程に従って適正な事務を行い、支払後の受入検査を適切に行うよう関係する職員に周知した。

なお、納品日が平成31年4月1日以降の雑誌の代金に相当する部分は、令和元年度の費用として計上することとした。

監査対象	病院局経営管理部他
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/2 支出事務/(3) 指名競争入札を適正に実施すべきもの</p> <p>「平成30・31・32年度市立札幌病院診療費に係る指定納付代理者の指定に関する契約（VISA及びMasterCardブランド）」について</p>

	<p>て、参加者案の策定者が押印した指名競争入札参加者選考調書に記載のある者を競争入札の参加者に指名すべきところ、参加者選考調書に記載のある者のうち、1者の代わりに選考調書に記載のない別の者に指名通知書を送付していた。</p> <p>今後は、関係規程等に留意するとともにチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p>
--	--

《指摘に対する措置》

今回の指摘を受け関係規程類の再確認を行ったほか、指名通知書等を送付する際には送付先、送付物等についてダブルチェックをするなどチェック体制を強化し、適正な事務の執行に努める。

監査対象	病院局経営管理部他
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/2 支出事務/(4) 役務契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>ア 覚書を適正に取り交わすべきもの</p> <p>「CTスキャナシステム他GE製機器保守点検業務」については、履行期間の途中で仕様変更に係る覚書を受託者と締結しているが、当該覚書には、受託者と代表者名の記載があるのみで、受託者の代表者の押印がなかった。</p> <p>覚書の締結が受託者の意思に基づくものであることを確認するために、受託者の代表者の押印は必要と考えられることから、今後はチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>イ 役務の再委託に係る手続きを適正に行うべきもの</p> <p>役務委託契約の再委託については、基本的に認めていないが、業務の性質上、特にやむを得ない場合に限り承諾することができるとしている。この再委託に係る手続きについて、以下のような事例がみられた。</p> <p>(ア) 再委託について受託者から許諾の申請がありこれを承認していたが、再委託先として承認した者と異なる者が業務の一部を実施していると認められるもの</p> <p>(イ) 再委託について受託者から許諾の申請がなく、再委託の承認をしていないにもかかわらず、受託者と異なる者が業務の一部を実施しているもの</p> <p>再委託先を含む受託者との責任関係を明確にする必要があることから、今後は、関係規程等に留意するとともにチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p>

《指摘に対する措置》

ア 今回代表者印の漏れが有ったことから、今後はそのようなことがないよう職員への注意喚起を行うとともに、適正な事務処理の徹底について周知を図った。

イ(ア) 指摘を受けた医療機器の保守点検業務については、再委託の承認後、

再委託先から事業を継承した会社が業務の一部を実施していたが、今後は、再委託の受託者から事業継承した会社であっても、改めて再委託についての承認行為を行うなど、適正な事務処理の徹底について職員に周知を行った。

また、この他指摘を受けたシステムの保守業務については、再委託承認申請書の再委託業者と業務内容の確認を十分にできていなかったものであり、今後は確認漏れが生じないように職員への注意喚起を行うとともに、委託業務の実態を把握し適正に業者管理を行うよう周知徹底した。

イ(イ) 今後、役務契約を実施する際は、見積業者に再委託の可能性はあるかの聞き取りを事前に実施し、同様の事例が生じた際は、再委託申請を書面で求め、必要な手続きを確実に実施する。

監査対象	病院局経営管理部他																																										
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/2 支出事務/(4) 役務契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>ウ 役務契約において受理すべき必要書類を受理していないもの</p> <p>役務契約に関する事務処理において、以下のとおり仕様書等で受託者に提出を求めている必要書類の全部又は一部を受理していないものがみられた。今後は、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>(ア) 業務の履行体制の確認のために履行開始前又は履行中に提出を求めているもの。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>受理していない書類</th> <th>業務名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a</td> <td>業務従事者名簿</td> <td>業務①、業務②、業務③、業務④</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>履歴書</td> <td>業務①、業務②</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>業務体制又は業務管理体制表</td> <td>業務⑤、業務⑥、業務⑦</td> </tr> <tr> <td>d</td> <td>在職証明書、実務経歴書、賠償責任保険に係る保険契約書写し、業務従事者健康診断受診等報告書及び業務従事者支給賃金状況報告書</td> <td>業務⑤</td> </tr> <tr> <td>e</td> <td>責任者通知</td> <td>業務③、業務④</td> </tr> <tr> <td>f</td> <td>研修計画書</td> <td>業務⑧、業務⑨</td> </tr> <tr> <td>g</td> <td>研修実施報告書</td> <td>業務③、業務④、業務⑧、業務⑨</td> </tr> <tr> <td>h</td> <td>毎月の勤務シフト</td> <td>業務④</td> </tr> <tr> <td>i</td> <td>クリーニング工程表</td> <td>業務⑩</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 業務の履行状況の確認のために提出を求めているもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>受理していない書類</th> <th>業務名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>j</td> <td>定期点検報告書</td> <td>業務⑪</td> </tr> <tr> <td>k</td> <td>毎月の業務報告</td> <td>業務④</td> </tr> <tr> <td>l</td> <td>勤務状況報告</td> <td>業務⑫、業務⑬</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 各業務の名称は次のとおり。 業務① 平成28・29・30年度市立札幌病院文書事務委託業務</p>		受理していない書類	業務名	a	業務従事者名簿	業務①、業務②、業務③、業務④	b	履歴書	業務①、業務②	c	業務体制又は業務管理体制表	業務⑤、業務⑥、業務⑦	d	在職証明書、実務経歴書、賠償責任保険に係る保険契約書写し、業務従事者健康診断受診等報告書及び業務従事者支給賃金状況報告書	業務⑤	e	責任者通知	業務③、業務④	f	研修計画書	業務⑧、業務⑨	g	研修実施報告書	業務③、業務④、業務⑧、業務⑨	h	毎月の勤務シフト	業務④	i	クリーニング工程表	業務⑩		受理していない書類	業務名	j	定期点検報告書	業務⑪	k	毎月の業務報告	業務④	l	勤務状況報告	業務⑫、業務⑬
	受理していない書類	業務名																																									
a	業務従事者名簿	業務①、業務②、業務③、業務④																																									
b	履歴書	業務①、業務②																																									
c	業務体制又は業務管理体制表	業務⑤、業務⑥、業務⑦																																									
d	在職証明書、実務経歴書、賠償責任保険に係る保険契約書写し、業務従事者健康診断受診等報告書及び業務従事者支給賃金状況報告書	業務⑤																																									
e	責任者通知	業務③、業務④																																									
f	研修計画書	業務⑧、業務⑨																																									
g	研修実施報告書	業務③、業務④、業務⑧、業務⑨																																									
h	毎月の勤務シフト	業務④																																									
i	クリーニング工程表	業務⑩																																									
	受理していない書類	業務名																																									
j	定期点検報告書	業務⑪																																									
k	毎月の業務報告	業務④																																									
l	勤務状況報告	業務⑫、業務⑬																																									

	<p>業務② 市立札幌病院物品供給管理等業務</p> <p>業務③ 市立札幌病院衛生管理・手術室医療補助等業務</p> <p>業務④ 市立札幌病院衛生管理等業務</p> <p>業務⑤ 医事システム関連オペレーション業務</p> <p>業務⑥ 文書管理システム(Yahgee)入院診療計画書改修業務</p> <p>業務⑦ 地域医療連携システム退院支援計画書等改修業務</p> <p>業務⑧ 平成28・29・30年度市立札幌病院外来受付・診療事務・看護補助等業務</p> <p>業務⑨ 市立札幌病院地域連携センター事務・予約関連業務</p> <p>業務⑩ 市立札幌病院白衣等管理供給業務</p> <p>業務⑪ シーメンス製血管用X線診断装置(AXIOM Artis zee TA)保守点検業務</p> <p>業務⑫ 市立札幌病院衛生管理・手術室医療補助等に係る派遣業務(受託者A)</p> <p>業務⑬ 市立札幌病院衛生管理・手術室医療補助等に係る派遣業務(受託者B)</p>
--	--

《指摘に対する措置》

各業務について、受託業者から必要な書類の提出を受け、適正に業務が履行されていることを確認した。

今後は、提出漏れがないよう、業務ごとに必要な書類を精査したうえで、提出時期を明示するなどの仕様の見直しや、チェックリスト、複数人による点検などを徹底する。

監査対象	病院局経営管理部他
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/3 財産管理事務/(1) 行政財産使用に係る事務処理を適正に行うべきもの</p> <p>貴局の施設の一部について、建物総合管理業務を受託した者に事務所等として無償で提供しているが、当該使用に係る行政財産使用簿を作成していなかったため、適正に作成・記載を行うよう努められたい。</p>

《指摘に対する措置》

改めて、行政財産使用簿の作成について周知した。今後、順次整備を進めるとともに、業務委託契約の更新があった際には行政財産使用簿を確認し、適切に更新してまいりたい。

監査対象	病院局経営管理部他
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/5 その他の事務/(2) 公文書の発送事務を適正に行うべきもの</p> <p>指名競争入札及び指名見積合せでは、指名通知書により被指名者に入札の日時等を通知しているが、この通知書の発送事務において、以下ア～エのとおり不適正な事例が多数みられた。</p> <p>また、指名通知書以外にも、役務契約における再委託承認通知書等において、以下オ～キのとおり不適正な事例が散見された。</p>

	<p>指名通知に限らず、文書の取扱い全般について、関係規程等を順守のうえ、適正な事務の執行に務められたい。</p> <p>ア 指名通知書（案）に発送日の記入がなく、被指名者が見積りに必要な期間を確保しているか不明なもの</p> <p>イ 指名通知書（案）に契印が押印されておらず、指名通知書を発送した証跡として不十分なもの</p> <p>ウ 文書件名簿に指名通知書の発送を記録していないもの</p> <p>エ 文書の番号は年度を通じて一連のものであるべきところ、役務契約毎に付番している役務番号を文書の番号として用いているもの</p> <p>オ 文書の番号がないもの</p> <p>カ 文書（案）に発送日の記入がないもの</p> <p>キ 文書（案）に契印が押印されておらず、文書を発送した証跡として不十分なもの</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>新たに指名通知書等に関する文書件名簿を作成し、職員への周知を行い、指名通知書等の番号や発送日等の記録を徹底することとした。また、印漏れなどが発生しないよう十分確認の上、文書の取り扱いを行うよう合わせて周知徹底した。</p>	

(2) 令和元年度第1回定期監査（工事監査）関係

<p>監査対象</p>	<p>病院局経営管理部</p>
<p>監査委員の指摘事項</p>	<p>第1 重点項目「工事の品質管理」に係る指摘事項/1 品質管理書類を適切に確認すべきもの</p> <p>「公共建築工事標準仕様書」では、品質計画等を定めた施工計画書を作成することや、設計図書及び施工計画書で定められたとおり施工や試験が行われたのか証明するための記録を整備することが定められているが、今回監査した設備工事において、これらの書類の整備が不十分であるため、品質管理が適切に行われたのか確認できない事例が見られた。</p> <p>発注者は、施工計画書や施工の記録等の品質管理書類が適切に整備されているか確認するとともに、受注者を指導し、工事における品質管理が適正に行われるように努められたい。</p> <p>(1) 機材の仕様・規格等を確認できる書類、写真等が提出されていないもの</p> <p>(2) 制御盤等の工場試験成績書が提出されていないもの</p> <p>(3) 施工の確認記録、勾配や寸法等の測定記録、施工状況写真等が提出されていないもの</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>工事成果物の確認については、現地での施工確認や口頭で報告を受けるだけでなく、確認した事実や報告内容を書類として整備するよう受注者へ指導す</p>	

る。

また、書類の確認時には後日でも施工状況の確認が可能な書類となっているかを意識し、施工プロセスチェックリスト等を用いて随時必要書類の確認を行うことで、整備不足や提出漏れがないよう徹底する。

監査対象	病院局経営管理部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/1 工事設計/(1) 単価の策定を適正にすべきもの</p> <p>今回監査した工事等の設計、積算において、以下のとおり積算要領等の確認不足及び検算、審査等が不十分なことに起因する適正を欠いた事例がみられた。</p> <p>工事の設計、積算に当たっては、積算要領等の周知を徹底し、研修等により担当職員の設計技術の向上を図るとともに、検算・審査・決裁等の各段階においてチェック機能を強化し、適正な設計となるよう努められたい。</p> <p>ア 札幌市公共建築機械設備工事積算要領（以下「要領」という。）では、設計変更時の積算において、変更の無い機器・材料等については原設計の単価を適用するとしているが、誤って措置必要事項報告書(*)の提出時点の単価を適用していたもの</p> <p>イ 見積りによる単価策定において、見積書の金額を誤って見積比較表に転記したため、単価を過少に策定していたもの</p> <p>ウ 要領では、一般に流通している既成品等の価格を見積りにより決定する場合は、見積依頼業者数を3社以上とするとしているが、誤って設計変更時の見積依頼業者を1社としていたもの</p> <p>(*) 措置必要事項報告書：工事の途中で何らかの変更が必要になった場合に、その内容を報告する書類。変更工事は、原則として設計変更の手続きを終えた後でなければ着手することができないが、その内容が軽易なもの等については、当該書類において指示を受けることにより事前着手が可能となる</p>

《指摘に対する措置》

今後は定期的に課内で担当職員が業務について発表・考察を行なう場を設け、知識の共有や積算要領等の周知を行なうことで技術の向上を図るとともに、検算・審査・決裁時にはチェックリストを活用し、各段階で十分な確認を徹底する。

監査対象	病院局経営管理部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/1 工事設計/(2) 共通費の算定を適正に行うべきもの</p> <p>今回監査した工事等の共通費(*)の算定において、以下のとおり積算要領等の確認不足及び検算、審査等が不十分なことに起因す</p>

	<p>る適正を欠いた事例がみられた。</p> <p>共通費の算定に当たっては、積算要領等の周知を徹底し、研修等により担当職員の設計技術の向上を図るとともに、検算・審査・決裁等の各段階においてチェック機能を強化し、適正な設計となるよう努められたい。</p> <p>ア 札幌市公共建築機械設備工事積算要領（以下「要領」という。）等では、発注者が金銭的保証を必要とする場合、一般管理費の算定において契約保証費(*)を加算することとなっているが、加算していないもの</p> <p>イ 要領等では、発生材運搬費の共通仮設費及び現場管理費を算定することとなっているが、算定していないもの</p> <p>(*) 共通費：工事のための準備作業や仮設物、受注者の利益分など、間接的に工事に必要な費用で、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等に区分される（図1参照）</p> <p>(*) 契約保証費：公共工事の請負契約締結に際し、契約保証金の納付や国債等の有価証券の提供など、受注者が発注者に対して行う契約履行の金銭的保証に係る費用</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>今後は定期的に課内で担当職員が業務について発表・考察を行なう場を設け、知識の共有や積算要領等の周知を行なうことで技術の向上を図るとともに、検算・審査・決裁時にはチェックリストを活用し、各段階で十分な確認を徹底する。</p>	

<p>監査対象</p>	<p>豊平区土木部</p>
<p>監査委員の指摘事項</p>	<p>第2 指摘事項/2 工事監理/(1) 工事写真の写真原本を提出すべきもの</p> <p>札幌市土木工事共通仕様書の「写真管理基準」では、撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した全ての写真原本を電子媒体に格納し、工事監督員に提出することと定めているが、監査した工事において、写真原本を格納した電子媒体が提出されていない事例がみられた。</p> <p>当該事項については、過年度の監査においても度々指摘しているところであり、当該指摘事項について、各区土木部の担当職員に対する定期的な周知等が不十分であったことが原因と考えられる。</p> <p>デジタルカメラで撮影した写真は容易に編集が可能であることから、提出された工事写真が適正であることを確認するためにも、今後は写真原本の受領を確実にを行うように、関係部局と調整し再発防止に向けた取組みを講じ、受注者の指導に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>札幌市土木工事共通仕様書にある「写真管理基準」に則り、写真原本も含めたしゅん工時の提出書類に漏れないよう、「工事書類簡素化一覧表」により</p>	

チェックを徹底することを係会議で周知し、その一覧表をチェックリストとし、提出書類の確認を行っている。

本件事案については、10区土木部関係会議（部長、課長、係長）で議題とし、周知を図ったところである。また、今後においても指摘事項の周知について、建設局所管部課と調整を図っているところである。

なお、本指摘に係る写真原本を格納した電子媒体については、本指摘後、事業者から提出を受けたところである。

監査対象	豊平区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/2 工事監理/(2) 産業廃棄物管理票(マニフェスト伝票)を適切に保存すべきもの</p> <p>工事に伴い発生する建設副産物に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）の中には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、排出事業者である受注者が政令で定める期間保存しなければならないものがあるが、監査した工事において、受注者がこの伝票を工事しゅん功書類として発注者に提出している事例がみられた。</p> <p>当伝票の取り扱いについて、担当職員と受注業者の確認が不十分であったことが原因と考えられることから、再発防止に向けて、部内で関係職員に対して周知徹底を図るよう努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>係会議を通して、産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）の取り扱いについて、再度周知を図った。</p> <p>また、受注業者に対しても、工事着手打合せ時にマニフェスト伝票の取り扱いについて再確認及び指導を行っている。</p>	

監査対象	清田区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/2 工事監理/(1) 工事写真の写真原本を提出すべきもの</p> <p>札幌市土木工事共通仕様書の「写真管理基準」では、撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した全ての写真原本を電子媒体に格納し、工事監督員に提出することと定めているが、監査した工事において、写真原本を格納した電子媒体が提出されていない事例がみられた。</p> <p>当該事項については、過年度の監査においても度々指摘しているところであり、当該指摘事項について、各区土木部の担当職員に対する定期的な周知等が不十分であったことが原因と考えられる。</p> <p>デジタルカメラで撮影した写真は容易に編集が可能であることから、提出された工事写真が適正であることを確認するためにも、今後は写真原本の受領を確実にを行うように、関係部局と調整し再</p>

	発防止に向けた取組みを講じ、受注者の指導に努められたい。
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>札幌市土木工事共通仕様書にある「写真管理基準」に則り、写真原本も含めたしゅん工時の提出書類に漏れがないよう、札幌市工事書類簡素化要領に基づいて確認することを課内関係職員に対して係会議を通して周知を図った。</p> <p>また、本件事案については、10区土木部関係会議（部長、課長、係長）で議題とし、周知を図ったところである。また、当該事項の継続した再発防止のために、今後における指摘事項の周知について、建設局所管部課と調整を図っているところである。</p> <p>なお、本指摘に係る写真原本を格納した電子媒体については、本指摘後、事業者から提出を受けたところである。</p>	

監査対象	南区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/1 工事設計/(3) 法面保護対策を適切に行うべきもの</p> <p>南区中ノ沢において、新設した函渠(*)のしゅん功現場を实地確認した結果、函渠周辺の法面が侵食されている事例がみられた。</p> <p>侵食された法面は、既に補修工事が行われているが、今後、このようなことがないように法面侵食の恐れがある場合は、設計時及び施工時等に法面保護対策を適切に行うように監督員を指導し、適切な工事設計に努められたい。</p> <p>(*) 函渠：水路や道路等を通す横断面が四角形のコンクリート構造物（図2参照）</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>今回の事例を基に、現場状況の調査及び対策の検討をより入念に行った上で設計を行うよう、直ちに関係職員へ周知・徹底を行った。</p> <p>今後は、次年度工事の設計に向けて、複数人で各現場状況の調査と対策の検討を行うほか、施工時においても現場状況を適正に把握し、適切に施工するよう監督員に指導するとともに、作業の進捗状況に関して先輩職員や上司への報告を密にし、場合によっては助言を仰ぐことで、再発防止に努める。</p> <p>このほか、本指摘事項について、近似した事案の対応に活かしてもらうよう、南区の他部署や各区の土木部と情報を共有した。</p>	

監査対象	南区土木部
監査委員の指摘事項	<p>第2 指摘事項/1 工事設計/(4) 設計図書の整合性を確認すべきもの</p> <p>南区真駒内の緑道整備工事では、設計書に筋芝工(*)が計上されていたが、設計図面には、張芝工(*)と記載されており、現地も張芝工で施工されていた。</p> <p>設計者が設計書の積算を行った際に、張芝工より過大な単価である筋芝工を誤って選択したことが原因であるが、検算・審査・</p>

	<p>決裁時等における設計図書(*)の整合性の確認が不十分であったことも原因であると考える。</p> <p>工事発注の際には、設計図書の整合性がとれているか検算・審査・決裁等の各段階で確認するとともに、設計変更時においても、当初の設計図書が適正であるのか確認するように組織を挙げて努められたい。</p> <p>(*) 筋芝工：芝を法面に対して水平方向に、標準30cm間隔で、法面に埋める工法</p> <p>(*) 張芝工：法面や平地において、隙間なく芝を張る工法</p> <p>(*) 設計図書：工事を実施するために必要な図書のことで、設計図面や設計書等の総称</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>今後は、当初及び設計変更時において、設計者が設計図書の整合性の確認を行うことはもとより、検算、審査及び決裁の各段階においても確認を行うよう、関係職員へ周知・徹底を行った。</p> <p>このほか、本指摘事項について、近似した事案の対応に活かしてもらうよう、南区の他部署や各区の土木部と情報を共有した。</p>	

2 意見への対応（令和元年度監査報告第3号に掲載された意見に係るもの）

(1) 令和元年度第1回定期監査（事務監査）関係

監査対象	下水道河川局経営管理部
監査委員の意見	<p>第3 意見/1 滞納整理事務の執行について</p> <p>下水道事業受益者負担金の未収金の徴収に係る折衝状況について確認したところ、文書郵送による催告しか行っていない事例がみられた。</p> <p>負担金を納付した受益者との公平性を保つため、文書による催告に併せ電話による催告や現地訪問を行うなど、より積極的な滞納整理事務の執行に努められたい。</p>
<p>《意見に対する措置》</p> <p>滞納者に対しては、文書による催告だけではなく、電話及び訪問等で受益者負担金制度の説明を丁寧に行いながら直接折衝を行い債権回収に努めたい。</p> <p>なお、令和元年度からは、滞納者に対しては、電話等の直接折衝の記録を付けながら徴収業務を進めている。</p>	

監査対象	下水道河川局事業推進部
監査委員の意見	<p>第3 意見/2 適切な業務報告の提出について</p> <p>機械警備委託業務において、受託業者から提出された仕様で定める警備業務委託月報では、警備状況について「異状なし」と報告されているものの、実際には異常発報があり、警備要員を現場に派遣し状況を確認しているものや警察への通報を行っているものがみられた。</p> <p>結果的に異状がなかったことから「異状なし」との報告がなされているとのことであるが、異常発報や警察への通報を行った場合などには、定められた報告様式である警備業務委託月報の備考欄等を活用した報告を求めることが適切と考える。</p>
<p>《意見に対する措置》</p> <p>今後は、これまで作成してきた「派遣報告書」とともに、報告様式である「警備業務委託月報」の備考欄にも派遣内容を記載するよう指導した。</p>	

(2) 令和元年度第1回定期監査（工事監査）関係

監査対象	病院局経営管理部
監査委員の意見	<p>第3 意見/1 産業廃棄物の処理施設について</p> <p>今回監査した設備工事において、産業廃棄物の処理先は、原則として札幌市内の処理施設とすることを特記仕様書で定めていたが、市外の処理施設へ運搬して処理している事例が見られた。</p> <p>産業廃棄物の処理施設については、設計図書のとおり札幌市内</p>

	<p>の処理施設が計画されているのか、受注者が締結する産業廃棄物処理委託契約書等で事前に確認するよう監督職員に周知するとともに、受注者を指導するよう要望する。</p>
<p>《意見への対応》</p> <p>今後は施工計画書に記載の処分先について処分場の住所を確認するとともに、産業廃棄物処理委託契約書を事前に確認するようにし、市内施設での処理を受注者へ指導するよう徹底する。</p>	